

ケアハウスガーデンライフ八千代 重要事項説明書

1. 事業主体の概要

設置主体名	社会福祉法人愛生会
経営主体名	社会福祉法人愛生会
法人所在地	千葉県八千代市吉橋1059-17
代表者氏名	本田真一
電話番号	047-459-8887

2. 利用施設の概要

施設の名称	ケアハウスガーデンライフ八千代
施設長名	本田真一
開設年月日	平成8年4月1日
施設の所在地	千葉県八千代市吉橋1059-17
交通	東葉高速鉄道八千代緑が丘駅より徒歩7分
電話番号	047-459-8887
FAX番号	047-459-8889
Eメール	gardenlife@wind.ocn.ne.jp
敷地及び建物	敷地面積 2,823.87㎡ 床面積 907.82㎡ 構造 鉄筋鉄骨造4階建 4階部分 居室（各室トイレ、洗面台、冷暖房設備、ナースコール付） 個室（22.05㎡） 11室 二人室（39.67㎡） 2室 定員 15名 主な共用施設・設備 談話室、食堂、浴室（男・女各1）、洗濯室、調理室、ホール等
併設施設及び事業所	特別養護老人ホーム愛生苑 ショートステイ愛生苑、 在宅介護支援センター愛生苑
損害賠償責任保険加入先	あいおいニッセイ同和損害保険株式会社

3. 事業の目的と運営の方針

事業の目的	<p>ケアハウスガーデンライフ八千代は、高齢等のため、独立して生活するには不安が認められる高齢者の方に入居していただき、日常生活上必要な支援を行うことによって、その方が安心して生き生きと明るく生活を送ることが出来るようにすることを目的とします。</p>
施設運営の方針	<p>サービスの提供にあたっては、入所者の意思や人格を尊重し、常にその方の立場に立って支援して参ります。また、地域や家庭との結びつきを大切に、市町村や居宅サービス等その他の保健医療福祉サービスの提供者とも連携して、適切なサービスの提供に努めます。</p>

4. 施設サービスの概要

種 類	内 容
食 事	<ul style="list-style-type: none"> ・栄養士の立てる献立により、栄養バランスと入所者の身体状況に配慮したバラエティに富んだ食事を提供します。 【食事時間】 朝食 7時25分～7時50分 昼食 11時45分～12時15分 夕食 17時15分～17時45分 ・身体状況等の理由により、希望に応じて、粥食、一口カット食、刻み食等を提供いたします。 ・臥床時等、必要に応じて居室配膳も行います。 ・行事食、選択食、外食等もごぞいます。 ・食事に関する相談に応じます。 ・アンケートの実施等により、入所者の嗜好に配慮します。
入 浴	<ul style="list-style-type: none"> ・入浴は隔日以上とし、入浴のない日は希望によりシャワー浴が利用できるものとします。 【入浴時間】 (一般浴) 14時00分～16時30分 ・必要に応じて、ホームヘルパーによる付き添い入浴も可能です。
健 康 管 理	<ul style="list-style-type: none"> ・常に入所者の健康状態を把握し、年間の保健計画に基づき健康維持増進や疾病の予防に努めます。
相談及び援助	<ul style="list-style-type: none"> ・当施設は、入所者及びその家族から、入所者の生活についてのあらゆるご相談に誠意をもって応じ、可能な限り必要な援助を行うよう努めます。
社会生活上の便宜	<ul style="list-style-type: none"> ・当施設では、入所者からの要望等を考慮し年間行事計画を作成し、教養娯楽、外出支援、日常生活支援、サークル活動支援等の事業を行います。

5. 利用料

<p>月額利用料金</p>	<p>①サービス提供に要する費用 人件費・施設維持管理費等千葉県知事の定めに基づいた料金です。 別表1のように、入所者の前年対象収入によって異なります。</p> <p>②生活費 食材料費及び共用部分の光熱水費に係る費用です。</p> <p>③居住に要する費 居住にあたり発生する部屋代です。</p> <p>④水道光熱費 居室内で使用される電気・水道料金です。</p> <p>※①～④の費用の合計は、下記の別表2に示しています。</p> <p>⑤その他の費用 別紙で定める有料サービスを入所者の希望により利用した場合、これに要する費用をお支払いいただきます。</p>
<p>請求・支払い</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 翌月のご利用料につきまして当月の5日までにご請求書を発行致します。 ・ お支払い方法は、原則として口座自動引落とさせていただきます。 ・ 翌月のご利用料は当月の20日（土日祝祭日の場合はその翌日）に口座自動引落となりますので事前にご準備をお願い致します。

別表 1

サービス提供に要する費用の階層別料金表

[単位：円]

階層	階層における対象収入	区分	サービス提供に要する費用
1	1,500,000円以下	月 額	10,000
2	1,500,001円 ～ 1,600,000円	〃	13,000
3	1,600,001円 ～ 1,700,000円	〃	16,000
4	1,700,001円 ～ 1,800,000円	〃	19,000
5	1,800,001円 ～ 1,900,000円	〃	22,000
6	1,900,001円 ～ 2,000,000円	〃	25,000
7	2,000,001円 ～ 2,100,000円	〃	30,000
8	2,100,001円 ～ 2,200,000円	〃	35,000
9	2,200,001円 ～ 2,300,000円	〃	40,000
10	2,300,001円 ～ 2,400,000円	〃	45,000
11	2,400,001円 ～ 2,500,000円	〃	50,000
12	2,500,001円 ～ 2,600,000円	〃	57,000
13	2,600,001円 ～ 2,700,000円	〃	64,000
14	2,700,001円 ～ 2,800,000円	〃	71,000
15	2,800,001円 ～ 2,900,000円	〃	78,000
16	2,900,001円 ～ 3,000,000円	〃	85,000
17	3,000,001円 ～ 3,100,000円	〃	92,000
18	3,100,001円以上	〃	94,700

注1 この表における「対象収入」とは、前年の収入（社会通念上収入として設定することが適当でないものを除く。）から、租税、社会保険料、医療費等の必要経費を控除した後の額をいいます。

注2 ご夫婦で入居する場合につきましては、ご夫婦の収入および必要経費をそれぞれ合算し、その合計額を基に、収入から必要経費を控除した額の2分の1をご夫婦お一人様当たりの対象収入と致します。

また、その額が150万円以下（階層1）に該当する場合、ご夫婦それぞれのサービスの提供に必要な費用は、別表1の額から30パーセントを減額した額と致します。この場合100円未満は切り捨てるものとします。

別表2

月額利用料金表

階層	①サービス提供に要する費用	②生活費	③居住に要する費用	④水道光熱費	合計
1	10,000	46,940	21,000	15,000	92,940
2	13,000	46,940	21,000	15,000	95,940
3	16,000	46,940	21,000	15,000	98,940
4	19,000	46,940	21,000	15,000	101,940
5	22,000	46,940	21,000	15,000	104,940
6	25,000	46,940	21,000	15,000	107,940
7	30,000	46,940	21,000	15,000	112,940
8	35,000	46,940	21,000	15,000	117,940
9	40,000	46,940	21,000	15,000	122,940
10	45,000	46,940	21,000	15,000	127,940
11	50,000	46,940	21,000	15,000	132,940
12	57,000	46,940	21,000	15,000	139,940
13	64,000	46,940	21,000	15,000	146,940
14	71,000	46,940	21,000	15,000	153,940
15	78,000	46,940	21,000	15,000	160,940
16	85,000	46,940	21,000	15,000	167,940
17	92,000	46,940	21,000	15,000	174,940
18	94,700	46,940	21,000	15,000	177,640

注1 サービス提供に要する費用徴収額（月額）は別表1より求めた額となっております。

注2 水道光熱費は、前年の費用を基礎データとして、各居室の面積按分で割り出した額をお支払いいただきます(おおむね個室ご入所者は月額15,000円、二人室ご入所者はお一人様当たり月額9,000円となります)。

注3 11月から3月までの期間は、冬期加算額としてお一人様当たり月額2,150円を生活費に加算させていただきます。

6. 協力医療機関等

医療機関の名称	新八千代病院
院長氏名	荒井 泰助
所在地	千葉県八千代市米本2 1 6 7 番地
電話番号	0 4 7 - 4 8 8 - 3 2 5 1
診療科目	内科、呼吸器内科、循環器内科、消化器内科、神経内科、心療内科、整形外科、精神科、アレルギー科、リウマチ科、皮膚科、泌尿器科、眼科、耳鼻咽喉科、リハビリテーション科、歯科、歯科口腔外科
入院設備	有り
救急指定の有無	有り
協力契約内容	入所者の入院受け入れ体制、医師の派遣体制、外来診察の対応

歯科医療機関の名称	鈴木歯科医院
院長氏名	鈴木 紘一
所在地	八千代市八千代台東1 - 3 9 - 1 0
電話番号	0 4 7 - 4 8 4 - 0 4 7 4
協力契約内容	歯科医師の治療・歯科衛生士の訪問サービス

7. 個人情報の取り扱いについて

<p>当施設は、「個人情報保護の目的」に定めた範囲においてのみ、個人情報を利用いたします。特にプライバシー情報に関しましては、職員の研修に努め漏洩に注意を払います。</p> <p>また、情報を第三者に提供する場合には、事前に入所者の承認をいただきます。あらかじめ示した用途以外には決して使用しません。</p> <p>ただし、法令に基づく場合や人の生命、身体、財産の保護のために必要がある場合等であって、入所者の同意を得ることが困難であるときは、入所者の了解を得ることなく、必要かつ合理的な範囲において個人情報を取り扱わせていただきます。</p>
--

8. 情報開示について

当施設は、入所者または身元保証人からの書面請求に従って、入所者ご自身に関する情報を開示しております。ただし、入所者または身元保証人でない方（他の家族等）からの請求につきましては、書面にて入所者の了解を得てからとなります。

9. 苦情相談窓口

- ・サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応します。

ご利用相談室 窓口担当者 : 生活相談員 戸田山 美幸

苦情解決責任者 : 施設長 本田 眞一

ご利用時間 : 9時30分～17時45分 年中無休

ご利用方法 電話 047-459-0866

- ・公的機関においても、次の機関において苦情申し出ができます。

八千代市役所長寿支援課

千葉県八千代市大和田新田312-5

電話番号 : 047-483-1151 FAX番号 : 047-480-7566

受付時間 : 9時00分～17時00分（土日、祝日を除く）

千葉県社会福祉協議会運営適正化委員会

千葉県中央区千葉港4-3

電話番号 : 043-246-0294 FAX番号 : 043-246-0298

受付時間 : 9時00分～17時00分（土日、祝日を除く）

- ・苦情解決第三者委員

氏名 谷口 亨 電話番号 047-482-6057

氏名 秋吉 恵蔵 電話番号 047-480-6377

公平中立な立場で、苦情を受け付け相談にのっていただける委員です。

10. 職員体制

職 種	人 数		備 考 (資格等)
	常勤	非常勤	
施 設 長	1		社会福祉施設長資格
生活相談員	1		社会福祉主事、介護福祉士
介 護 職 員	2	2	
栄 養 士		1	特別養護老人ホームと兼務
事 務 員		1	特別養護老人ホームと兼務
調 理 員		1	給食委託会社
<p>・夜間体制 宿直者による対応を実施しています。</p> <p>・休日体制 年中無休のため毎日職員2名以上を配置しております。</p>			

11. 災害時の対策

防災設備の概要	防火設備	避難階段2カ所、防火戸・防火シャッター2カ所
	消防用設備	屋内消火栓設備2カ所、スプリンクラー設備、消火器、自動火災報知設備、非常通報装置、漏電火災警報器、非常警報設備、避難誘導灯・誘導標識5カ所、防火用水非常電源設備
緊急連絡体制	自動転送システムの設置、緊急連絡網の整備	
防災訓練	年3回	
非常用品の確認	<p>災害非常時に備え、以下の物品を法人として準備しています。</p> <p>点検・補充は防災委員会と管理栄養士にて年2回以上行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・防災倉庫 <ul style="list-style-type: none"> 備蓄食料(3日分)、飲用水、ヘルメット、懐中電灯、ランタン、乾電池、ラジオ、長靴、軍手、給水用ポリタンク、体拭き用ウェットティッシュ ・フロア <ul style="list-style-type: none"> 非常用持ち出し袋 	
避難場所	<p>建物の使用が危険と施設長が判断した場合、速やかに避難致し、ご家族にも至急ご連絡致します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新木戸小学校 <ul style="list-style-type: none"> 住所 八千代市緑が丘2-4 電話番号 047-450-8488 ・みどりが丘小学校 <ul style="list-style-type: none"> 住所 八千代市吉橋2357 電話番号 047-458-1281 	
防火管理者	小林 良道	

1 2. 当施設ご利用に際しての留意事項

外出・外泊	外出（短時間のものは除きます。）または外泊をされる際には、施設長に届け出ていただきます。
来訪・宿泊	入所者の来訪者は、来訪した際、玄関に備え付けの台帳に氏名等をご記入いただきます。また、宿泊する際には、事前届出の上、施設長の承諾が必要となります。
喫煙・飲酒	喫煙は、所定の場所にてお願いします。所定の場所以外では吸わないでください。寝タバコ、くわえタバコは厳禁です。 飲酒は、医師からの制限がない限り、おおむね自由ですが、周りの方の迷惑がかからないようにお願いします。
迷惑行為等	喧嘩、暴言暴行、中傷等他人に迷惑をかける行為はしないでください。
動物飼育	入所者が小鳥や魚類を飼育する際には、事前届出の上、施設長の承諾が必要となります。他の入所者の迷惑にならないような措置をするとともに、飼育についての全責任を負っていただきます。

1 3. 事故発生の防止及び発生時の対応

<ul style="list-style-type: none"> ・施設は、事故の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じるものとします。 <ul style="list-style-type: none"> （１）事故が発生した場合の対応や事故の報告の方法等が記載された事故防止のための指針を整備します。 （２）事故が発生した場合又はその危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、且つその改善策が職員に周知徹底する体制を整備します。 （３）事故防止のための委員会及び職員に対する研修を定期的に行います。 ・施設は、入所者に対するサービス提供により事故が発生した場合は、速やかに千葉県、入所者の家族等に対して連絡を行うとともに必要な措置を講じます。 ・施設は、事故の状況及び事故に際しての採った処置を記録致します。 ・施設は、入所者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとします。
